

知的財産管理技能士資格の活用事例

～全国の IP 技能士を訪ねて～

大阪大学の産学連携と知的財産への取り組み ～ それを支える知的財産管理技能士

今号より、様々な環境で活躍している知的財産管理技能士を訪ね、その現場レポートを紹介していきます。

Case.1 ■ 大阪大学

民間企業等と大学とが自らの持つ知識と技術を融合させ、共同で研究・開発等の事業を行っていく産学連携。文部科学省の調査によると、平成 23 年度に民間企業と大学との間で行われた共同研究実施件数は 16,000 件を超えていると報告されており、大学の生き残りを賭けた競争が激しくなる中で活路を見出そうと、各大学がしのぎを削っています。国立大学法人である大阪大学も、産学連携に力を入れている大学の一つですが、職員である知的財産管理技能士（IP 技能士）が、産学連携をスムーズに進めていくにあたって重要な役割を果たしているというのです。その点についてお話を伺うべく、大阪大学を訪ねました。

＜今回取材させていただいた皆様＞（文中敬称略）

山中 正氏	研究推進部 産学連携課	知的財産事務グループ 権利化チーム リーダー／一級知的財産管理技能士（特許専門業務）
坂本 康平氏	研究推進部 産学連携課	受託・共同研究係／三級知的財産管理技能士（管理業務）
増田 由紀氏	研究推進部 産学連携課	知的財産事務グループ 権利化チーム／二級知的財産管理技能士（管理業務）
鈴木 祥久氏	研究推進部 産学連携課	知的財産事務グループ 権利化チーム／二級知的財産管理技能士（管理業務）

■大阪大学における産学連携の 取り組み

（山中）まず、大阪大学における産学連携の取り組みについて説明させていただきます。ご存じの通り、産学連携は企業と私たち大学とが知識と力を合わせて、研究や開発を進めていくというものです。学内で共同研究を行ったり、受託研

究として研究費とテーマをいただき、研究をすることで、その成果を企業にお返ししていきます。研究成果が直接的に産業の発展につながっていくという意味では、企業と大学の双方に、大きなメリットがあるものです。

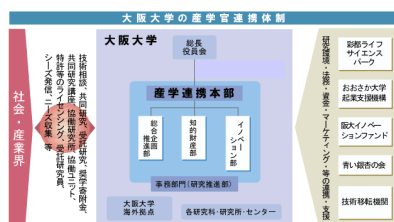
平成 16 年の国立大学法人法施行によって、大学が国から切り離された形になり、大学としては自らの存在価値を示し、研究成果を社会へと直接的に還元することが一層求められるようになりました。

本学はそれ以前から産学連携への取り組みを始めていましたが、

より積極的に取り組むべきということで、改組を経て平成 23 年 4 月に産学連携本部を立ち上げました。（坂本）現在、大阪大学独自の取り組みとして、企業から資金提供を受け、学内に研究講座を設置し、研究に取り組んでいく共同研究講座、企業の研究組織を大学内に誘致して、多面的な活動を展開する拠点をつくる協働研究所、学内および産業界から研究者を集めて、企業ニーズに応じた研究活動を行っていく協働ユニットなどを企業規模や研究のボリュームに応じて展開しています。



【左より山中氏、坂本氏、鈴木氏、増田氏】



「大阪大学の産学連携体制」

■産学連携業務の体制と

それぞれの役割

(山中) 産学連携本部は、イノベーション部、知的財産部、総合企画推進部の3つに分かれています。また、組織上、産学連携本部とは別ですが、それを支える事務部門(本部事務機構)がありまして、私たちはその研究推進部産学連携課という部署に所属しています。

新しい産学連携制度の立ち上げにあたっては、産学連携本部が方針を決め、進めていきますが、大学内には様々な規定が存在するので、立ち上げ後に齟齬が生じないように調整したり、人材の受け入れや資金の受け入れについても、制約に沿ったすりあわせをします。

そこで当課の職員は、企画として動き出す前から、関係部署との調整業務に携わり、仕組みをつくって制度化していきます。実際に動き出してからは、管理運用をしていきますが、大学の運営面や産学連携に関する基礎知識を持ちつつ、産学連携本部の担当者と話を合わせられるレベルの知財に関する知識も持たなければなりませんから、やりがいも大変さも大きい仕事だと思います。

■検定を研修に取り入れ

採用にも活用！

(山中) 当課の発足当初、産学連携の事務を担う人材を必要としていたのですが、その時点では経験者もほとんどいませんでした。

産学連携や知的財産に関する研修を受けさせようとしたのですが、適当なものがみつからず、悩んでいたところ、知的財産検定（旧制度による検定）が始まったと知りました。自分で受けてみたのですが、これだけで基礎的な知識の取得ができるとわかったので、基礎研修に取り入れようと決めました。

大学職員にとって難しいのが、ジョブローテーションなどで異動があることです。各研究科や研究所、センターにいる職員も定期的に入れ替わります。ですから、研修は短期間で効率的、効果的なものでなければならなかったので、検定はちょうどよいものでした。

新制度移行後も研修制度に検定3級の学習を取り入れて、前回の研修でも、多くの職員、スタッフが受検しました。

これまでに課内で 10 名、学内全体で 55 名が IP 技能士資格を取得しています。



[研究推進部産学連携課の IP 技能士の皆様]

■ IP 技能士として採用され働く

スタッフの声

(山中)ではIP技能士として採用されたスタッフをご紹介します。

(増田) 私は特許の手続きのほか、教授や特許事務所、企業との連絡といった、事務的な調整業務を担当しています。今の仕事に検定の知識は非常に役立っていますので、かなり広範な知識を求められる1級にもまたチャレンジしてみたいと思います。

(鈴木) 私は国外業務を担当しています。特許事務所から送られた書類の周知や、外国を含む特許の出願などの業務を行っています。日本の特許システムも理解しているのが前提ですから、知財検定で学んだ知識は非常に役に立っていると思っています。

(山中) 両名は非常に優秀で、このような人材を採用できたのも検定のおかげですから、今後も IP 技能士の採用を続けていく予定です。こういった優秀な人材が、産学連携を今後よりスムーズに進めていく潤滑油になってくれると信じています。

もちろん研修も継続していき、
現在は2級取得を前提にした中級
レベルの研修制度の新たな導入も
検討しているところです。

次回、スタッフを募集する際には、IPマネジメントレビューの読者のお力をお借りしたいです。また、もっと産学連携に目を向けていただけたら嬉しく思います。

取材日：2013 年 1 月 11 日（金）
場所：大阪大学吹田キャンパス テクノアライアンス棟